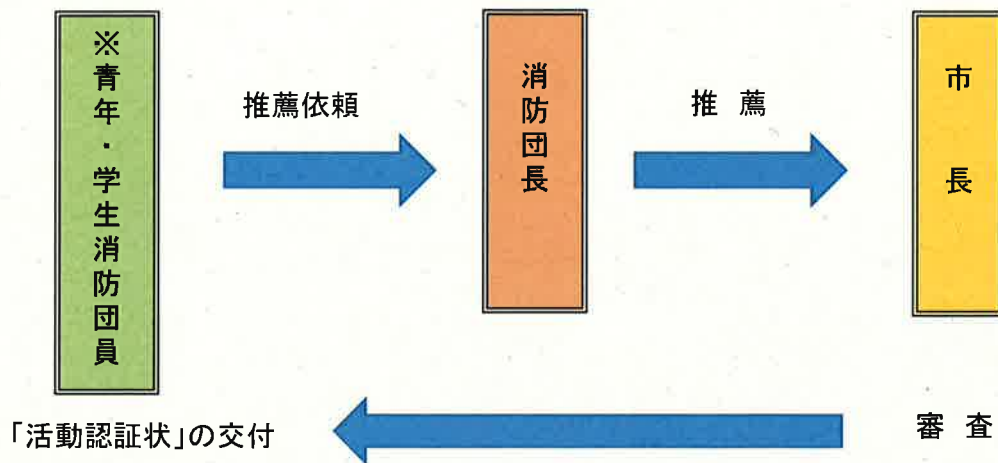


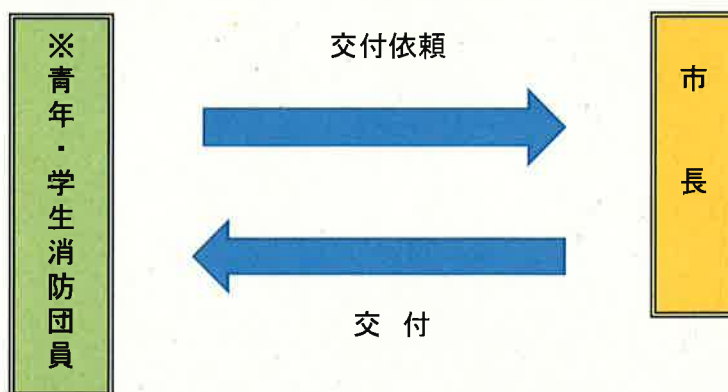
弘前市青年・学生消防団員活動認証制度について

- 1 この認証制度は、青年(30歳未満)及び短期大学、大学、大学院、専修学校等の各種学校の学生が本市の消防団員として1年以上継続して消防団活動を行った功績を市長が認証し、当該団員に「弘前市青年・学生消防団員活動認証状」を交付するものです。
- 2 この制度は、青年及び学生が本市の消防団員として地域社会の貢献に努めたことを認証し、当該学生等の就職活動を支援することを目的としています。
- 3 下図①により認証状を交付された方は、必要に応じて下図②により「弘前市青年・学生消防団員活動認証証明書」の交付を受けて、就職活動の際に企業等にこの証明書を提出することができます。
- 4 本制度は平成28年4月1日から適用することとし、平成29年1月4日から実施しています。

①活動認証状の交付を受けたいとき



②活動認証証明書の交付を受けたいとき



- ※青年・学生が消防団員として1年以上継続して活動した者(認証対象者)
- (1) 年度末で年齢が30歳未満の者
 - (2) 市内在住の学生又は大学等を卒業して3年以内の者

お問い合わせ
弘前市総務部
防災課消防団係
0172-40-7117